平成２３年（フ）第４１２号
愛知県西尾市鵜ケ池町柳田129番地
債務者　松井　元子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４３２号
愛知県安城市緑町２丁目４番地１　コーポ東海208
債務者　鈴木　崇時
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
福岡県行橋市南大橋１丁目12番１―501号
債務者　嶋田　泰臣
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
福岡県築上郡築上町大字東築城261番地
債務者　中野　友惠（旧姓内場）
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第５６３号
埼玉県川越市大字的場2543番地１　コスモ川越霞ケ関303号
債務者　関口　晴夫
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６１８号
埼玉県ふじみ野市上ノ原１丁目４番地69
債務者　嶌田　路可（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３６６号
静岡県浜松市西区和地町1653番地、前住所静岡県浜松市中区和合町220番地の637
債務者　宇津山佐登子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第９５号
釧路市鶴野東１丁目11番８号
債務者　斉藤　淳子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１９３１号
神奈川県鎌倉市玉縄２丁目５番地７
債務者　林　勇太郎
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０１９号
神奈川県藤沢市石川４丁目23番地の５　グランベール湘南304号室
債務者　水嶋　史哉
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０５１号
横浜市西区岡野１丁目９番５号　井下田マンション301号
債務者　安田　静江
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１２５号
神奈川県海老名市上郷１丁目１番１―307号
債務者　藪井　　潔
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１７９号
横浜市泉区緑園５丁目２番地５　緑園都市ライフマンション201
債務者　平位　裕範
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２０１号
横浜市泉区和泉町4478番地６　グランドメゾン和泉Ｂ101
債務者　中野　　愛
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２５５号
横浜市旭区今宿東町829番地12　ハイムケンショウ３―201
債務者　石沢　一也
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２５６号
横浜市旭区今宿東町829番地12　ハイムケンショウ３―201
債務者　石沢　恵子（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２６６号
横浜市港北区小机町752番地　石井荘201
債務者　山下　幸子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部